

○福島町議会事務局の組織に関する規則

昭和48年6月25日

議会規則第1号

改正 平成6年3月23日議会規則第1号

平成16年4月1日議会規則第1号

平成17年3月14日議会規則第1号

平成21年3月12日議会規則第2号

平成24年3月2日議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、福島町議会事務局(以下「事務局」という。)の組織を系統的に定め、事務の分掌を明確にし、議会事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に次の職員を置く。

事務局長

書記

(グループ及び職の設置)

第3条 事務局に議会グループ議事係を置く。

2 前条に規定する書記は、次長、係長、主査、主任、主事、主事補及びその他の職員とし、必要と認めるときは、その職を置くことができる。

(事務の分掌)

第4条 議会グループ議事係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 本会議並びに協議会等に関すること。
- (2) 常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会に関すること。
- (3) 議案、請願、陳情その他付議事項に関すること。
- (4) 議決及び決定事項の通知及び報告に関すること。
- (5) 会議録その他会議の記録調整に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 人事並びに諸給与に関すること。
- (8) 議員の歳費に関すること。
- (9) 予算並びに経理に関すること。
- (10) 規則、規程の制定及び改廃に関すること。
- (11) 各種統計資料及び情報に関すること。

- (12) 文書の収受、発送並びに保管に関すること。
- (13) 備品並びに消耗品の保管に関すること。
- (14) 議会関係各室及び傍聴席の管理に関すること。
- (15) その他議事及び庶務に関すること。

(職務)

第5条 事務局長は、議長の命を受け局務を統括し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 係長及び主査は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主任、主事及び主事補は、上司の命を受けて事務に従事する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務処理、職員の服務に関する事項及びその他については、福島町の諸規定の例による。

附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月23日議会規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日議会規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月14日議会規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月12日議会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月2日議会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。